

2019年6月通常会議 意見書案に対する賛成討論

2019年7月2日

岸本 典子

私は、日本共産党大津市議員団を代表して、

[意見書案第 11 号](#) 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書、

[意見書案第 12 号](#) 実効性のある幼児教育・保育の無償化を求める意見書、

[意見書案第 14 号](#) 信頼される政府統計を目指しさらなる改革を求める意見書、

に対する賛成討論を行います。

まず、意見書案第 11 号についてです。

日本補聴器工業会の調べによると現在難聴者は推計で 1,430 万人とされており、70 歳以上の高齢者の半数に難聴があると言われていています。特に高齢者の難聴は認知機能の低下につながり、コミュニケーションに支障が出ることで社会的に孤立し、認知症のリスクが高まるとのことです。先頃、政府が「認知症施策推進大綱」を決定しましたが、その中でも難聴は認知症の危険性を高める可能性がある要素、いわゆる「危険因子」であることが明確に述べられております。

ところが、今の日本では、本意見書案にある通り、高度・重度の難聴でなければ補聴器購入の補助を受けることができません。高度・重度の難聴というのは両耳の聴力が 70 デシベルでないと聞こえないという状態で、これは耳元で大きな声で話すレベル、40センチ以内で話さないと会話が理解できないほどのものです。つまり相当重度の難聴でなければ、公的な支援が受けられないのが日本の現状です。

これに対して WHO、世界保健機関では中等度、41 デシベルから補聴器をつけることを推奨しています。41 デシベルというのは、基本的には聞こえるが、音域によっては人の言うことが聞き取れないというレベルです。WHO がそのレベルでも早く補聴器を付けた方がいいと推奨しているのは、そのままにしておくと、音の認識が保てず認識できない音が増えていってしまう、という理由からであります。

日本補聴器工業会の調べでは、「高度・重度」は難聴者全体の 8%にすぎません。聞こえに不安が出てきたら、だれもが速やかに安心して補聴器を購入できるようにすることは高齢者の暮らしを支える点でも重要です。

補聴器の更なる普及によって、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防や交通事故防止、ひいては健康寿命を延ばし、医療費の抑制にもつながると考えます。

よって、本意見書に賛成し、議員各位の賛同を求めるものです。

次に、意見書案第 12 号についてです。

教育は子どもが人間らしく生きていくための重要な権利であり、家庭の経済力にかかわらず、全ての子どもたちに豊かに保障されるべきものです。こうした点で、幼児教育・保育を無償化することは歓迎すべきものです。

しかし、今回の無償化は、消費税増税と引き換えに、多くの問題を積み残し、先送りにされたままを始めようとしています。

まず、無償化に伴う財源は、国民に負担を押しつけ、逆進性の強い消費税の増税とされています。

特に一般質問でも指摘したように、低所得者にとっては保育料の減免はすでに行われており、負担だけを押しつけるやり方は見過ごすことはできません。

さらに、地方公務員削減を柱とする行政改革で、公立保育所の運営費、施設整備費の国庫補助の廃止、一般財源化によって、全国で、この二十年間で公立保育所が削減されていますが、今回の無償化では、民間保育所については国が費用の二分の一を負担することとなりますが、公立保育所は市町村十割負担となります。大津市でも、効率保育園の民営化の理由にあげられています。これでは、益々、公立保育所から民間保育園への転化の加速が懸念されます。

各地方自治体の事務的な対応についても早急に解消すべき課題です。例えば、大津市では、京都市内の民間保育園や幼稚園に通園する児童が100人から150人ほどいると想定されています。しかし、大津市に届け出されているわけではないことから、こうした児童への無償化に向けた事務をどのように進めるのか、今日に至るも制度設計の詳細が明らかになっていないとのことです。また、市内の認可外保育園への情報提供など、実施までの時間的な余裕がなくなり、各地方自治体にとって大きな負担となっています。

その上、給食が無償化から除外されたことで、大津市の公立保育園の中でも負担が異なる可能性もあるなど、様々な懸念があるとのことです。

良質な保育、幼児教育を全ての子どもに提供するためにも、国の責任において恒久的に財源措置するとともに、地方自治体や事業者、利用者に混乱を招くことのないよう、制度に関する詳細な情報を早急に明らかにすることなどを求める本意見書案に賛成し、議員各位に賛同を呼びかけるものです。

最後に、意見書案第14号についてです。

毎月勤労統計調査に係る不正調査や賃金構造基本統計調査における不適切な取り扱いが、政府統計に対する国民の信頼を著しく失墜させています。

今回の意見書案で指摘しているように、厚生労働省は、すでに、統計調査等に関する特別監察委員会の検証作業や総務省行政評価局による賃金構造基本統計調査に係る検証作業を実施し、関係者の処分などを行っています。しかし、今なお、国民の疑念は払拭されていません。

公的統計はその時々の実態を反映する鏡であり、将来を指し示す道標です。それ故に、いかなる権力からも自立した存在であるとして位置付けられてきました。ところが、この特別観察委員会の委員長が、政府の複数の役職を務め、厚労省とこれまで一体となって、仕事を行ってきた人物であり、中立的な検証が行われたのかなど、国民の疑念が払拭されないのは当然のことと言えます。

今年2月通常会議において我が会派は、毎月勤労統計調査の不正・偽装問題の徹底した真相解明を行い再発防止を求める意見書案を提出していますが、残念ながらみなさんの賛同が得られず否決されてしまいました。

公的統計の信憑性が揺らぐことは、国民のみならず、国際社会からの信用をも失うこととなります。信頼される政府統計のために、徹底した総点検と再発防止策の策定や統計に係る予算・人材の確保などの改革を行うことは当然のことですが、その前にまずは、透明性を確保する意味でも第三者による徹底的な原因究明を行うことを求めて、本意見書案に賛成するものです。